

2000年に発表されたスポーツ振興基本計画には「総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型」という)はNPO法人格を取得すること」と明記されている。国は総合型に法人格の取得を推奨しているのである。しかし、この10年で約3000弱設立されたとされている総合型において実際に法人格を取得しているのは10%にも満たないという。私たちの身近なスポーツ活動において法人格がなぜ必要なのか? どんなメリットがあるのか? どのような手続きが必要なのか? などの説明が十分でない現状では仕方がない。

# SPORTS MUST CHANGE

谷塚 哲



従来、地域スポーツにおいて長年組織として活動していたとしても法人格を取得する必要は特段なかった。なぜなら地域スポーツ活動はあくまでも自分たちの余暇活動の範囲であり、それがビジネスや権利義務

の権利を行使し、義務を負うことができる存在」ということである。法律では自然然人(人)と法人のみがこの権利の主体となることができると定めているため、法人格を持たない総合型とは「法律上の権利を行使し、

責任の所在も曖昧(あいまい)である。このように総合型にとって法人化とは「法律上の権利義務を行使することができる存在になれること」を意味し、これは今後の総合型の発展には絶対に欠かせない。むしろ

が発生している現状において、法人化による法令順守、会計の透明性は必須条件であり、またクラブにふりかかるリスクに関しても法的に対応することができなければならない。最近ではこれらに加えて助成金の申請条件にも公益的な法人格の取得が求められる。

## 総合型クラブの法人化

の対象にはならなかったからである。では、なぜ、国は総合型に法人格の取得を推奨しているのだろうか。

義務を負うことができない存在」ということになる。これからの総合型には自主自立し、収益を上げていくことが求められている。

国は法人化していないクラブには総合型を名乗らせるべきではないのである。今後の日本のスポーツ政策においてスポーツクラブの法人化は義務化とするべきであろう。スポーツサー

が求められる。時代は地域スポーツ活動においても法人化を求めている。それだけ地域スポーツ(総合型)に求められている社会的な意義が大きくなってきているということなのである。(REGISTA 責任事業組合代表)

権利の主体とは「法律上

権利の主体となれなければ組織としての契約もできず、損害賠償などにおける

責任の所在も曖昧(あいまい)である。このように総合型にとって法人化とは「法律上の権利義務を行使することができる存在になれること」を意味し、これは今後の総合型の発展には絶対に欠かせない。むしろ

が発生している現状において、法人化による法令順守、会計の透明性は必須条件であり、またクラブにふりかかるリスクに関しても法的に対応することができなければならない。最近ではこれらに加えて助成金の申請条件にも公益的な法人格の取得が求められる。

権利の主体とは「法律上

権利の主体となれなければ組織としての契約もできず、損害賠償などにおける

責任の所在も曖昧(あいまい)である。このように総合型にとって法人化とは「法律上の権利義務を行使することができる存在になれること」を意味し、これは今後の総合型の発展には絶対に欠かせない。むしろ

が発生している現状において、法人化による法令順守、会計の透明性は必須条件であり、またクラブにふりかかるリスクに関しても法的に対応することができなければならない。最近ではこれらに加えて助成金の申請条件にも公益的な法人格の取得が求められる。